

2015年1月30日

各位

第一フロンティア生命保険株式会社

～第一生命グループ～ 第一フロンティア生命
愛知銀行にて販売開始



年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険(11)

第一フロンティア生命保険株式会社(社長:堤 悟、以下「第一フロンティア生命」)は、2015年2月2日より、株式会社愛知銀行(頭取:幅 健三)において、[年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険\(11\)](#)「[プレミアムステップ・グローバル2](#)」を販売開始いたします。

「プレミアムステップ・グローバル2」の主な特徴

この保険は、年金支払開始日の前日末の積立金額または最低受取保証額のいずれか大きい金額に基づき、年金支払開始日に年金額を定めるしきみの保険料一時払方式の変額年金保険です。資産は特別勘定で運用されます。

特徴1. 年金原資額と死亡給付金額には100%の最低保証があります。

- 基本保険金額(一時払保険料相当額)の100%が最低保証されます。

特徴2. 最低保証はステップアップし、一度上がったら下がりにません。

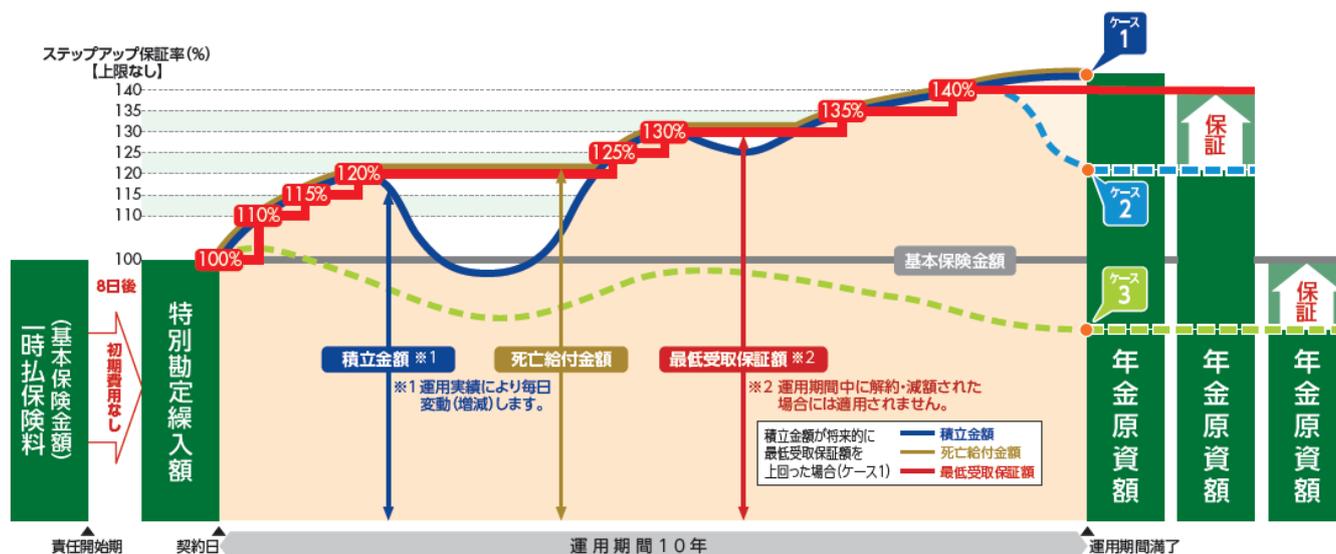
- 基本保険金額に対する積立金額の割合が110%以上の5%ごとの率に到達すると、最低受取保証額がステップアップします。ステップアップ保証率は毎日判定されます。

※詳細は、次ページのしくみ図をご参照ください。

第一フロンティア生命は、今後も第一生命の伝統や理念を受け継ぎつつ、常にフロンティア・スピリット溢れる創造的な生命保険会社として、第一生命グループの総合力を最大限に生かし、お客さまのニーズに対応した商品・サービスをタイムリーに提供してまいります。

以上

【しくみ図(イメージ)】



※契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。「第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「承諾日」のいずれか遅い日末に、一時払保険料を特別勘定に繰り入れます。

※上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の最低受取保証額、死亡給付金額および積立金額などを保証するものではありません。

運用期間満了時の年金原資額

ケース1 最低受取保証額がステップアップした後、積立金額が最低受取保証額を上回った場合
積立金額

ケース2 最低受取保証額がステップアップした後、積立金額が最低受取保証額を下回った場合
最低受取保証額

ケース3 最低受取保証額がステップアップすることなく、積立金額が最低受取保証額を下回った場合
基本保険金額(一時払保険料相当額)

【主なお取扱いについて】

基本保険金額 (一時払保険料)	200万円以上5億円以下(1万円単位) * 同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の変額年金保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して5億円を超えることはできません。
運用期間	10年
契約年齢	0歳～80歳(契約日における被保険者の満年齢)
年金種類	確定年金(3年、5年、10年) * 年金のお受取りにかえて、年金原資額を一括で受け取ることができる制度(年金原資額の一時支払)もあります。
付加できる特約	<ul style="list-style-type: none"> 死亡給付金等の年金払特約 運用期間中年金支払移行特約
諸費用	<p>この保険にかかる費用は、運用期間中は「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額、年金受取期間中は「保険契約関係費(年金管理費)」となります。ただし、解約時などにはこの他に「解約控除」がかかります。</p> <p><ご契約時> ご契約時にご契約者に負担していただく費用はありません。</p> <p><運用期間中></p> <ul style="list-style-type: none"> 保険契約関係費: 特別勘定の資産総額に対して年率2.98% 資産運用関係費※: 信託報酬は、投資信託の純資産総額に対して年率0.10%(税抜き) <p>※上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にかかわる費用および消費税などを間接的に負担していただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率が変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示していません。記載の信託報酬は2014年12月現在の数値であり、運用会社により将来変更される場合があります。</p>

諸費用	<p><ご解約時> 解約控除:基本保険金額に経過年数別の解約控除率(6.0%~0.6%)を乗じた金額</p> <p><年金受取期間中> 保険契約関係費(年金管理費)[※]:受取年金額に対して0.35%</p> <p><small>※年金額は、年金支払開始日以後、年金の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2014年12月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金受取開始時点の保険契約関係費(年金管理費)は、年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金等の年金払特約」および「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。</small></p>
クーリング・オフ	この商品はクーリング・オフ制度の対象です。

【解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)】

運用期間中に解約・減額された場合の解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回る場合があります(「運用期間中年金支払移行特約」により年金移行する場合においても、特約年金原資額となるのは解約返還金額であるため同様です)。年金原資額として一時払保険料相当額またはステップアップした最低受取保証額が適用されるのは、運用期間満了時のみとなります。

【投資リスクについて(損失が生じるおそれ)】

- この保険の積立金は、特別勘定で運用・管理されます。特別勘定は、先進国(日本・米国・欧州)の株式、先進国・地域および新興国・地域の通貨、先進国(日本・米国・欧州)の債券で実質的に運用されるため、株価、債券価格および為替の変動などが基準価額の下落要因となります。
- 基準価額の下落は直接、積立金額、解約返還金額などに反映されるため、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクはすべてご契約者に帰属します。資産運用の成果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、第一フロンティア生命または生命保険募集人などの第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- なお、特別勘定に属する資産の種類、評価方法、運用方針については「契約概要」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」に記載しておりますので、必ずお読みいただき内容を十分にご確認ください。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

このニュースリリースは保険募集を目的としたものではありません。詳細につきましては「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼 商品パンフレット」などを必ずお読みください。

(登)B14F0213(2014.9.24)